

令和 3 年 9 月 定例会 一般質問

通告 6

質問 介護者がコロナ感染した場合の介護認定者の受け入れ先について

答弁 各所と連携を図りながら対策を協議していきます

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生でございます。介護者がコロナ感染した場合の介護認定者の受け入れ先について質問させていただきます。

中標津町においては速やかな対応で約88%の方がワクチン接種を終えています。感染力の強いコロナ変異株が流行している現在、ワクチン接種を終えた方でも重症化しないまでも、いつ感染してもおかしくない状況となっています。

そんな中、在宅介護を行っている要介護者、要支援者の介護者の方が感染し、他に介護できる方がいなくなってしまう状況がないとは限りません。

通常であれば、短期入所が可能です。介護を受ける側の方が濃厚接触者となってしまう場合の受け入れ先について、他の組織と協議や取り決めが必要だと思いますが、いかがでしょうか。



【答弁：町長】

平山議員御質問の介護者がコロナ感染した場合の介護認定者の受け入れ先について御答弁申し上げます。

介護サービスにおける新型コロナウイルス感染症対策については、厚生労働省及び北海道の通知に基づく対応に加え、町内の全介護事業者で構成する中標津町介護保険事業者協議会において対応策に関して協議を重ね、随時、対策内容の見直しを行いながら、事業所間で情報共有できる体制を整えているところでございます。

在宅の要介護者を介護している同居の家族が新型コロナウイルス感染患者となり入院することとなった場合、濃厚接触者となった要介護者はPCR検査の結果が出るまでの間、または陰性であった場合は在宅の待機となります。

この場合、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業者などと連携し、在宅生活

を維持することができる場合には、極力短時間での介護を工夫するとともに、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウンなどを着用するなど、感染防止対策を徹底した上で訪問介護サービス等の提供を継続することとしております。

認知症の方で徘徊のおそれがあるなど、訪問介護サービス等の利用だけでは生活を維持することが困難である場合は、北海道が在宅要介護者受入体制整備事業として、根室管内の受け入れ先となる短期入所協力事業所を整備しており、7月から根室市の介護事業所において1名の受け入れを可能としておりますが、現在のところ利用実績はない状況となっております。本事業の利用に当たりましては、サービス提供先が見つからない場合に、町から振興局へ相談を行い、振興局と短期入所協力事業所で受け入れの利用調整が行われた後、受け入れ開始となりますが、搬送準備等に時間を要するなど課題もございます。

本町独自の受け入れ体制につきましては、感染拡大のリスクなど受け入れする事業所における施設設備の体制の問題もありますが、議員の御指摘のとおり、緊急的に保護が必要な在宅要介護者の受け入れ先の確保について、要介護者の状況に合わせ生活に必要な最低限のサービスを受けられるよう、介護事業所、振興局、近隣町と連携を図りながら対策を協議していきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。